提 案 理 由

議案番号	提案理由
議案第70号	[三次市過疎地域持続的発展計画の変更について]
	三次市過疎地域持続的発展計画を変更することについて、過
	疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律
	第19号)第8条第10項において準用する同条第1項の規定
	により、市議会の議決を求めようとするものである。

根 拠 法 令

議案番号	根拠法令
議案第70号	〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法〕(令和
	3年法律第19号)
	(過疎地域持続的発展市町村計画)
	第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該
	市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画
	(以下単に「市町村計画」という。) を定めることができ
	る。
	2~9 略
	10 第1項及び前3項の規定は、市町村計画の変更について
	準用する。